

令和5年度～令和6年度
国営施設応急対策事業旧迫川地区

簗岳揚水機場ポンプ設備改修工事

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

国営施設応急対策事業旧迫川地区筥岳揚水機場ポンプ設備改修工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営旧迫川土地改良事業計画に基づき、筥岳揚水機場のポンプ設備及び電気設備等の改修を行うものである。

2. 工事場所

宮城県遠田郡涌谷町太田字新堀地内

3. 工事概要

本工事は、筥岳揚水機場のポンプ設備等の改修を行う工事で、その概要は次のとおりである。

(1) 主ポンプ設備（工場整備）

No. 1, 2 主ポンプ	立軸斜流ポンプ	口径 1000 mm	2 台
(2) 原動機（更新）			2 台
(3) 吐出弁（更新）			2 台
(4) 逆流防止弁（更新）			2 台
(5) 受変電・配電設備（更新）			1 式
(6) 操作制御設備（更新）			1 式
(7) 計装設備（更新）			1 式

4. 工事数量

別紙1「工事数量表」のとおりとする。

5. 施工範囲

(1) 本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の設計並びに工場整備、製作及びこれに係る撤去、据付、輸送、試運転調整までの一切とする。

(2) 次に示すものは本工事の施工対象外とする。

- 1) ポンプ場土木工事、ゲート工事、建築工事
- 2) 仮締切工事及び水替え工事（ただし、局部的な小水替えは受注者が行うものとする。）
- 3) 資機材の現場搬入道路の設置及び補修工事
- 4) 責任分界点までの引込外線工事

第3章 施工条件

1. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙2「工期通知書」により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている533日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙2「工期通知書」と併せ

て、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和7年3月10日（工事完了期限日）まで

2. 工程制限

本工事の現場作業の撤去・据付工事は、令和6年10月1日以降とする。

なお、これまでのポンプ稼働実績から10月はポンプ1台を稼働可能な状態を維持し、11月1日以降2台目を撤去するものとする。

3. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
 - (2) 現場据付の工事期間には、雨天、休日等72日を見込んでいる。
- なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇である。

第4章 現場条件

1. 関連工事等

受注者は、次に示す隣接工事、又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

- (1) 簗岳幹線用水路（その4）工事
（令和5年6月下旬～令和6年3月上旬）（予定）
- (2) 簗岳揚水機場改修（その1）工事（仮称）
（令和5年8月上旬～令和6年3月上旬）（予定）
- (3) 簗岳揚水機場ゲート設備改修工事（仮称）
（令和6年9月上旬～令和8年3月上旬）（予定）

2. 既設設備等との受渡し条件

本工事で既設設備等に接続する内容は次のとおりである。

- (1) 本ポンプ場の電気設備は、東北電力株式会社より、6,000V（3相3線、50Hz）で受電するものとする。
なお、東北電力株式会社との責任分界点は、引込第1柱に設置する開閉器の一次側接続点とする。
- (2) 建屋及び敷地内照明等への電源等の受渡しは、機場建屋内に設置された補機変圧器盤の二次側接続点とし、各設備との接続は本工事にて施工するものとする。

3. 搬入路

現場への搬入路は、16t ラフテレーンクレーンの進入が可能である。

4. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

5. 関係機関との調整

受注者は、道路使用許可が必要な場合は設備搬入ルート等の道路使用許可を申請し、関係機関と必要な調整を行わなければならない。

6. 安全対策

共通仕様書（土）3-2-2 一般事項 1. 施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章 1-1-6 に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の契約日から60日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 仮 設

1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

2. 除雪工

除雪工は本工事では計上していないが、現地状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、笹岳揚水機場の敷地内である。

第8章 貸与する資料等

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

（1）資 料 名

- 1) 昭和44年度 笹岳揚水機場ポンプ設備 完成図書
- 2) 平成10年度 笹岳揚水機場ポンプ設備製作据付工事 完成図書
- 3) 平成26年度 旧迫川地区笹岳揚水機場応急対策 完成図書
- 4) 令和3年度 笹岳揚水機場実施設計業務 報告書

（2）貸与期間 工事契約から工事完成まで

（3）返納場所 東北農政局北上土地改良調査管理事務所旧迫川支所

（4）貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 試運転調整

本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）は発注者において負担する。

なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

第10章 設計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

(1) 主ポンプの既設仕様

項 目	No. 1, 2 主ポンプ
ポ ン プ 形 式	立軸斜流ポンプ
口 径	φ 1000 mm
台 数	2 台
計 画 吐 出 量	100 m ³ /min
全 揚 程	7.5 m
回 転 速 度	415 min ⁻¹
原 動 機 形 式	巻線型三相誘導電動機
原 動 機 出 力	170 kW
駆 動 方 式	電動機直結

- (2) 前記（1）は既設仕様であるが、補修及び改修により、著しく仕様が変わることが予想される場合は監督職員と協議するものとする。

第11章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第6章「用排水ポンプ設備」によるものとする。
- (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第6章「用排水ポンプ設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第6章「用排水ポンプ設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) 本工事で工場整備するポンプ主要部及び電動機、吐出弁、逆流防止弁は運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。

2. 主ポンプ設備改修

下記の主ポンプの工場整備を行う。

(1) 整備内容

No. 1, 2 主ポンプ工場整備 1 式

(2) No. 1, 2 主ポンプ交換部品（1 台当たり）

たわみ軸継手 モーター側 FC200 1 個

ゴムリング	FC200	1 式
たわみ軸継手 ホンソ側	FC200	1 個
アダプタナット	S45C	1 個
軸受カバー	SS400	1 個
玉軸受	7221BDT (SUJ)	1 個
軸受ケース	SS400	1 個
軸受ナット	SS400	1 個
グランドパッキン	炭素繊維 (P6501L)	1 個
パッキンスリーブ	SUS304	1 個
ラビリンスシール	CAC406	1 個
上部シャフト (キー含む)	SUS420J2	1 個
吐出曲管	FC250	1 個
割リング	SUS304	1 個
ガイドピース	SUS304	1 個
中間軸継手	SU420J2	1 組
軸受スリーブ	超硬合金	3 組
中間軸受胴	FC250	1 個
水中軸受	セラミックス	3 組
下部シャフト (キー含む)	SUS420J2	1 個
ボウルカバー	CAC406	1 個
ケーシング	FC250	1 個
ボウル軸受ケース	FC250	1 個
水中軸受カバー	SUS304	1 個
スラストリング	SUS403	1 個
インペラライナ	SCS13	1 個
ロックプレート	SUS304	1 個
インペラナット	SUS403	1 個
吸込ラップ管	FC250	1 個
シートパッキン	V#6500	1 式
ごみ除けスリーブ	SUS304	1 個
ごみ除けパッキン	炭素繊維 (アロハム)	1 個
スリーブ押え軸	SUS304	1 個
パッキンケース	CAC406	1 個
ベアリングアダプタ	S45C	1 個
デフレクタ		1 個
軸保護管	SUS304	1 個
パッキン押え	CAC406	1 個
覗孔蓋	FC250	2 個
スリーブアダプタ	SUS304	1 個
スタフィングボックス	FC250	1 個
ネックブッシュ	SUS304	1 個
本体用ボルトナット	SUS	1 式

(3) No. 1, 2 主ポンプ予備品 (ポンプ 1 台当たり)

グランドパッキン	炭素繊維 (P6501L)	1 個
----------	---------------	-----

3. 原動機更新

下記の原動機の更新を行う。

(1) 更新機器仕様 (電動機)

仕様項目	No. 1, 2 電動機
形 式	巻線型三相誘導電動機
定 格 出 力	170kW
台 数	2 台
電 圧	6000V
周 波 数	50Hz
極 数	14P
回 転 数	同期 429min-1
絶 縁 種 別	F 種
起 動 方 式	金属抵抗器
回転速度制御	無し
定 格	連続
ポンプスラスト	ポンプ持ち

(2) 付属品（電動機 1 台につき）

取付ボルト、ナット	1 台分
軸端キー	1 台分
軸受温度計	1 台分
スペースヒータ	1 台分
点検歩廊	1 台分
金属抵抗器	1 台分
用 途	始動用
形 式	多段グリッド抵抗
適応規格	JEM-1023, 1029, 1021, 1103
設 置	屋内
冷却方式	自然冷却
始動制御器	1 台分
用 途	始動用
形 式	電動操作式：保護構造 閉鎖形（JEM-1030）
適応規格	JEM-1023, 1029, 1021, 1103
設 置	屋内
始動方式	限流式

(3) 予備品（巻線型三相誘導電動機 2 台につき）

ブラシ	1 台分
-----	------

4. 吐出弁更新

下記の吐出弁の更新を行う。

(1) 更新機器仕様

項 目	No. 1, 2 主ポンプ用吐出弁
形 式	電動蝶形弁
数 量	2 台
口 径	φ 1000mm
面 間	770 mm
規 格	JWWA B 138
使 用 圧 力	0. 14MPa
駆 動 方 式	電動式（手動開閉機構付） 1. 5kW

項 目	No. 1, 2 主ポンプ用吐出弁
	開閉速度 60 秒程度
使 用 材 料	弁体 FC200、弁箱 FC200、弁棒 SUS403

- (2) 付属品（吐出弁 1 台につき）
- | | |
|-----------------|------|
| 開度計（セルシン発信器付） | 1 台分 |
| 本体付開度計（指針式） | 1 台分 |
| トルクスイッチ（開、閉） | 1 台分 |
| リミットスイッチ（開、閉） | 1 台分 |
| 手動操作インターロックスイッチ | 1 台分 |
| 据付脚 | 1 式 |
| 基礎ボルトナット | 1 式 |

5. 逆流防止弁更新

下記の逆流防止弁の更新を行う。

(1) 更新機器仕様

項 目	No. 1, 2 主ポンプ用逆流防止弁
形 式	フラップ弁
数 量	2 台
口 径	φ 1300mm
材 質	弁体 SUS304 弁胴 FC250 弁棒 SUS304

- (2) 付属品（逆流防止弁 1 台につき）
- | | |
|--------|------|
| ボルトナット | 1 台分 |
|--------|------|

第 12 章 運転操作・制御方法

1. 運転管理

機側（現場）及び遠隔（機場内操作室）における運転管理の内容は別紙 3 「管理項目表」のとおりとする。

信号等情報の受渡し方法は、次による。

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 監 視 信 号 | 無電圧接点信号 |
| (2) デジタル計測信号 | 無電圧接点信号 |
| (3) アナログ計測信号 | DC4～20mA |
| (4) 制 御 信 号 | 有電圧接点信号 |

2. 運転操作

ポンプ設備及びゲート設備の運転操作内容は、別紙 4 「運転操作要領」のとおりとする。

第 13 章 電気通信設備

1. 一般事項

- (1) 高圧受変電設備、高低圧動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」に準ずるものとする。各設備、機器、器具ごとの仕様、適用規格等（JIS、JEC、JEM 等）は、共通仕様書（施）並びに関係諸基準に準ずるものとする。
- (2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。
- (3) 信号線等の外部との接続部には、サージプロテクタ等を設置し雷害対策を行うものとする。

2. 設備概要

- (1) 本機場の電気設備は、東北電力株式会社より 6,600V(3 相 3 線、50Hz)で受電し、各負荷設備に供給又は配電する設備である。

なお、東北電力株式会社との責任分界点は引込第 1 柱に設置する開閉器の一次側接続点とする。

3. 受変電・配電設備

(1) 引込受電盤

高圧受電回路の開閉及び保護を行う盤である。

1) 構造	屋内鋼板製閉鎖自立形 (前後面扉)	
2) 規格	JEM1425 CW 形	
3) 概略寸法	幅 900×高 2350×奥行 2040mm 程度	
4) 数量	1 面	
5) 定格	定格電圧	7.2kV
	母線の定格電流	400A
	定格短時間耐電流	12.5kA
6) 盤面取付器具		
名称銘板 (NP)		1 式
交流電圧計 (V)		1 個
同上用切換開閉器 (VS)		1 個
交流電流計 (A)		1 個
同上用切換開閉器 (AS)		1 個
周波数計 (Hz)		1 個
三相力率計 ($\cos \phi$)		1 個
電力計 (W)		1 個
過電流継電器 (I>)		1 個
操作開閉器 (CS)		1 個
集合表示器 (FI)		3 個
角型表示灯 (R、S、T)		3 個
表示灯 (赤、緑)		1 組
その他必要なもの		1 式
7) 盤内取付器具		
断路器 (DS)	7.2 kV 400A 3 極単投	1 個
断路器 (DS)	7.2 kV 200A 2 極単投	1 個
避雷器 (LA)	8.4 kV	3 個
真空遮断器 (VCB)	7.2kV 600A 12.5kA 低サージ型 (引出・自動連結式)	1 個
コンデンサ引外し装置 (CTD)		1 個
地絡過電流継電器 (67)		1 個
過電流継電器 (51)		1 個
不足電圧継電器 (27)		1 個
配線用遮断器 (MCCB)	2P 50AF	1 個
試験端子 (CTT、PTT)		1 式
計器用変圧器 (VT)	6.6kV/110V 200VA ヒューズ付 (引出・自動連結式)	2 個
計器用変流器 (CT)		2 個
制御電源用変圧器 (1 ϕ TR)	3kva 6.6kV/210-105V 乾式モールド式 一次ヒューズ付	1 個
低圧ヒューズ (PF)	(制御回路保護用)	2 個
盤内照明灯及びドアスイッチ	(1 扉当り)	1 式

スペースヒータ及び温度スイッチ	1 式
その他必要なもの	1 式

(2) No. 1, 2 主ポンプ盤

主ポンプの一次開閉及び保護をするための盤である。

1) 構 造	屋内鋼板製閉鎖自立形 (前後面扉)	
2) 規 格	JEM1225	
3) 概略寸法	幅 700×高 2350×奥行 2040mm 程度	
4) 数 量	2 面	
5) 定 格	定格電流	回路に適合したもの
	定格短時間電流	回路に適合したもの
6) 盤面取付器具 (1 面あたり)		
名称銘板 (NP)		1 式
交流電流計 (A)		1 個
同上用切換開閉器 (AS)		1 個
集合表示器 (FI)		5 個
表示灯 (赤、緑)		1 組
その他必要なもの		1 式
7) 盤内取付器具 (1 面あたり)		
電力ヒューズ	7.2 kV 40kA	2 個
高圧電磁接触器	7.2 kV 200A	1 個
同上引出装置		1 組
地絡方向継電器 (67)		1 個
3E リレー		1 個
双投形切替開閉器	2P	1 個
試験端子 (CTT)		1 個
計器用変流器 (CT)	75/5A	2 個
計器用零相変流器 (ZCT)	200A	1 個
高圧進相コンデンサ	7.2 kV 100kvar	1 個
限時継電器	AC100V	1 式
盤内照明灯及びドアスイッチ		1 式
スペースヒータ及び温度スイッチ		1 式
その他必要なもの		1 式

(3) 変圧器盤

高圧 6.6kV を 210V に降圧する変圧器を収納する。

1) 構 造	屋内鋼板製閉鎖自立形 (前後面扉)	
2) 規 格	JEM1425 CY 形	
3) 概略寸法	幅 900×高 2350×奥行 2040mm 程度	
4) 数 量	1 面	
5) 定 格	定格電圧	7.2kV
	定格短時間電流	12.5kA
6) 盤面取付器具		
名称銘板 (NP)		1 式
その他必要なもの		1 式
7) 盤内取付器具		
三相変圧器 (3φ TR) 6.6kV/210V 20kVA F 種モールド		1 台
	トップランナー基準準拠	
零相電圧検出器		1 個
地絡過電流継電器 (64)		1 個

高圧カットアウト (PC)	1 個
盤内照明灯及びドアスイッチ (1 扉当り)	1 式
スペースヒータ及び温度スイッチ	1 式
その他必要なもの	1 式

(4) 低圧補機動力盤

低圧に降圧された電源を低圧の補機設備等に給電するための盤である。

- 1) 構 造 屋内鋼板製閉鎖自立形 (前後面扉)
- 2) 規 格 JEM1265
- 3) 概略寸法 幅 1400×高 2350×奥行 1040mm 程度
- 4) 数 量 1 面
- 5) 定 格 定格電圧 210V
定格電流 回路に適合したもの
- 6) 盤面取付器具
名称銘板 (NP)

	1 式
交流電圧計 (V)	1 個
同上用切換開閉器 (VS)	1 個
交流電流計 (A)	1 個
同上用切換開閉器 (AS)	1 個
集合表示器 (FI)	28 個
集合表示器 (SI)	20 個
電流計 (A)	2 個
開度指示計 (ZI)	5 個
表示灯 (赤、緑、赤)	5 組
操作開閉器 (CS)	5 個
その他必要なもの	1 式

7) 盤内取付器具

変圧器 (1 φ TR)	5kva PV : 210V/SV:100V	1 個
漏電遮断器 (ELCB)	3P 50AF	17 個
配線用遮断器 (MCCB)	3P 225AF	1 個
配線用遮断器 (MCCB)	3P 50AF	1 個
配線用遮断器 (MCCB)	2P 50AF	2 個
配線用遮断器 (MCCB)	2P 30AF	8 個
低圧進相コンデンサ	40 μ F	2 個
変流器 (CT)	100/5A, 20/5A, 15/5A, 10/5A	6 個
サーマルリレー		6 個
電磁接触器 (可逆)	AC100V	4 組
電磁接触器 (非可逆)	AC100V	2 組
補助継電器	AC100V	1 式
限時継電器	AC100V	1 式
盤内照明灯及びドアスイッチ (1 扉当り)		1 式
スペースヒータ及び温度スイッチ		1 式
その他必要なもの		1 式

(5) 気中負荷開閉器 (PAS) (VT・LA 内蔵形)

- 1) 型 式 方向性過電流ロック形気中開閉器
- 2) 規 格 JIS C 4607

3) 操作方式	手動操作	
4) 数 量	1 台	
5) 定 格	定格電圧	7. 2kV
	定格電流	200A
	定格短時間電	12. 5kA

4. 操作設備

(1) 主ポンプ制御盤

主ポンプの運転を行うにあたり、No. 1, No. 2 ポンプを制御するための盤である。

1) 構 造	屋内鋼板製閉鎖自立形 (前後面扉)	
2) 規 格	JEM1265	
3) 概略寸法	幅 900×高 2350×奥行 1040mm 程度	
4) 数 量	1 面	
5) 定 格	定格絶縁電圧	210V
	定格電流	回路に適合したもの
	定格短時間電流	回路に適合したもの
6) 盤面取付器具 (1 面あたり)		
名称銘板 (NP)		1 式
交流電流計 (A)		2 個
水位指示計 (LI)		3 個
開度指示計 (ZI)		2 個
集合表示器 (FI)		30 個
集合表示器 (SI)		20 個
切替スイッチ (COS)		3 個
操作スイッチ (CS)		4 個
運転時間計 (HM)		2 個
表示灯 (赤、緑)		2 組
表示灯 (赤、緑、赤)		2 組
押釦開閉器 (PB)		5 個
その他必要なもの		1 式
7) 盤内取付器具 (1 面あたり)		
補助継電器	AC100V	1 式
限時継電器	AC100V	1 式
低圧ヒューズ	250V	2 個
盤内照明灯及びドアスイッチ		1 式
スペースヒータ及び温度スイッチ		1 式
その他必要なもの		1 式

5. 計装設備

(1) 計測機器

水位計を吸込水槽及び吐出水槽に設置するものとする。

1) 吸込水槽・吐出水槽水位計	
数 量	2 台
形 式	電波式
測定範囲	0～10m
構 造	検出部・信号変換部一体構造
測定方法	マイクロ波 (レーダパルス信号伝搬時間測定方式)
マイクロ波出力	微弱電波機器性能
測定精度	±1. 0cm 以下
出力信号	DC4～20mA

許容負荷抵抗	360Ω程度（DC24V 時）
配線方式	2 線式
避雷器	内蔵
電源	DC16～36V
防水構造	
① 検出器	防噴流形（JIS C 0920）
各部材質	
① 本体	アルミニウム合金製又は同等以上
② アンテナ	SUS316 又は同等以上
2) 吸込水槽水位計	
数 量	2 組
形 式	電極式
装備機器	電極棒 3P
	保持器
	セパレータ
	収納箱（SUS 製 P・BOX）

6. 予備品・付属品

(1) 予備品

ヒューズ	常用数の 100%
ランプ	常用数の 100%
グローブ	常用数の 10%
LED ランプ	常用数の 20%
補助継電器	常用数の 5%
限時継電器	常用数の 5%
予備品収納箱	1 式

(2) 付属品

リフター及び引出装置	1 式
絶縁ゴムマット（厚さ 6mm 以上）	1 式
保守点検用具	1 式
保守用工具箱	1 式

第 14 章 塗装

1. 一般事項

- (1) 外注品の塗装仕様についてはメーカー標準仕様とし、塗装色は監督職員の承諾を得るものとする。

なお、電気盤の塗装色は、5Y7/1 とする。

- (2) 搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。

2. 施工方法

- (1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層ごとに色分けを行い施工するものとする。
- (2) 工場での塗り残し部の塗装は、正規の塗装仕様に仕上げるものとする。

3. 塗装仕様

- (1) ポンプ屋内露出部

施工場所	工程	塗料等	標準膜厚	塗色
工場	素地調整	1種ケレン	—	最終層 淡彩系
	第1層	鉛・クロムフリー錆止ペイント	35 μ m	
	第2層	合成樹脂調合ペイント2種(中塗用)	30 μ m	
現場	第3層	合成樹脂調合ペイント2種(上塗用)	25 μ m	

(2) ポンプ接水部

施工場所	工程	塗料等	標準膜厚	塗色
工場	素地調整	1種ケレン	—	最終層 淡彩系
	第1層	液状エポキシ樹脂塗料	80 μ m	
	第2層	液状エポキシ樹脂塗料	80 μ m	

第15章 撤 去

1. 既設設備撤去

既設設備の撤去に当たっては、既設構造物への影響を及ぼさないよう施工にあたるものとする。

なお、撤去にあたり構造物等において亀裂、損傷等を発見した場合は監督職員に報告し、協議するものとする。

2. 撤去材の集積等

- (1) 本工事で発生した撤去材は別途売払いする計画であることから、発生した撤去材の重量を計測し、監督職員に共通仕様書（施）第1章第1節1-1-22に基づき発生材報告書を提出するものとする。集積場所は次のとおりであるが、具体的な集積場所は監督職員と協議するものとする。

また、撤去材のうちケーブル類は、別途監督職員が指示する屋内に集積すること。

〔集積場所〕 笠岳揚水機場敷地内(宮城県遠田郡涌谷町太田字新堀地内)

- (2) 撤去材は、本工事及び施設の維持管理の支障とならない位置に整然と集積するものとするが、受入能力が不足した場合は、監督職員と協議しなければならない。

第16章 据付等

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節及び第6章第12節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 機械設備

- (1) ポンプ設備の据付は、あらかじめ既設構造物の位置、寸法、高さ等を計測し、据付基準線を定め所定の位置に水平、垂直の芯出しを行いアンカーボルト等により確実に取付けるものとする。
- (2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- (3) 小配管は保守点検が容易に行えるように配慮するものとし、必要に応じてフランジ接合を考慮するものとする。

3. 電気設備

- (1) 配線、配管は、ダクト内配線、露出配管及び地中配管を原則とする。

- (2) 電気設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。
- (3) 電気盤、電気設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。なお、電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」、電気設備用配管類については、日本建設センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。また、耐震クラスは「電気設備計画設計技術指針」に示すAクラス以上とする。
- (4) 電線等は、負荷等に対して適切な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また、強い張力などを与えないように慎重に入線及び配線を行う。また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。
- (5) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。
なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。

4. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(1) 見本または資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。

材料名	提出物	備 考
配線、配管	カタログ等	
アンカーボルト	カタログ・試験成績表	

第17章 試験及び検査

1. 中間技術検査

- (1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- (2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- (3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- (4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- (5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 既済部分検査

受注者は、既済部分検査により確認した出来形部分の引渡しは行わないものとし、引渡しまで善良な管理を行うものとする。

第18章 施工管理等

1. 主任技術者の資格

主任技術者等の資格は、入札公告による。

2. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

(2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

(3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

3. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

4. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施行管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき記号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

１）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取り扱い

１）受注者は、（１）の機器を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

２）本工事の工事写真の取り扱いは、「土木工事施行管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」にするものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写しこんだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、（３）に示す、黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）またはチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

5. 情報共有システムについて

本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。

第 19 章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- (2) 関連工事との調整に係るもの
- (3) 不可抗力によるもの
- (4) 法・基準の改正に係るもの
- (5) 第三者との協議結果により変更が生じた場合
- (6) 公共事業関係調査の対象となった場合
- (7) 除雪工及び水替工が必要となった場合
- (8) 新たに、更新又は整備の必要が生じた場合
- (9) 有害物質の含有量調査が必要となった場合
- (10) 軽微な道路補修が必要になった場合

第 20 章 その他

1. 電子納品

- (1) 工事完成図書を、共通仕様書（施）第 1 章 1-1-26 及び第 1 章 1-1-28 に基づき資料を作成し、次のものを提出しなければならない。

- 1) 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R） 正副 2 部
- 2) 工事完成図書の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

更に、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

4. 契約後 VE 提案

(1) 定 義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

- 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ② 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 1～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - ② VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥ その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（施）工場関係書類様式（様式-6）の様式 5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6）の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務(業)所長、次長、総括監督員、主任監督員(主催)、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務(業)所長、次長、総括監督員、主任監督員(主催)、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(3) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官〈議長〉・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)及び(3)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない

(5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

6. 技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。

なお、機器の性能等、設計に関する技術提案を行った工事については、下記の「承諾図書」も対象とするものとする。

(1) 施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置付けを明確にする。

ただし、提出する当該工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。
なお、現場条件等によって、技術提案の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容又は対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。

また、各技術提案における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。

(2) 承諾図書提出段階

承諾図書提出段階には、技術提案の内容を承諾図書に確実に記載し、契約の位置付けを明確にする。

(3) 工事実施段階

施工計画書及び承諾図書に記載した技術提案の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、工場又は現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。

(4) 工事完成検査段階

工事完成検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。

7. 工事付属品

本工事で製作・据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に1部を備え付けなければならない。

8. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
- (3) 受注者は、当初契約締結後、(2)で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（別紙5）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（別紙6）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙5）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙5）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

9. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の（ア）～（サ）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、（シ）～（チ）については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （ア）洋式（洋風）便器
- （イ）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （ウ）臭い逆流防止機能
- （エ）容易に開かない施錠機能
- （オ）照明設備
- （カ）衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （キ）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （ク）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （ケ）サニタリーボックス
- （コ）鏡と手洗器
- （サ）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （シ）便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
- （ス）擬音装置（機能を含む）
- （セ）着替え台
- （ソ）臭気対策機能の多重化
- （タ）室内温度の調整が可能な設備
- （チ）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（ア）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

10. 週休 2 日による施工

- (1) 本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休 2 日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間に

において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

①補正係数

	4週8休以上 〔現場閉所率 28.5%(8日/28日) 以上〕	4週7休以上 4週8休未満 〔現場閉所率 25%(7日/28日) 以上 28.5%未満〕	4週6休以上 4週7休未満 〔現場閉所率 21.4%(6日/28日) 以上 25%未満〕
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費 (率分)	1.04	1.03	1.02
現場管理費 (率分)	1.09	1.07	1.05

②補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。

なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

11. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする
- 1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐ 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- 2) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐ 休日の確保を行った。
- ☐ その他〔理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕

○事業（務）所長用

- ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- ☐ その他〔理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕

- 3) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○事業（務）所長用

- ☐ その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

12. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。
- 1) 真夏日
日最高気温が30℃以上の日をいう。
- 2) 工期
準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- 3) 真夏日率
以下の式により算出された率をいう。
$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$
- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。
なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 補正係数：1.2

13. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。

- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

14. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等

- (1) 工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について

受注者は、新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じ、工期内に工事が完成できないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

- (2) 感染拡大防止対策にかかる費用の計上

受注者は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために次のような対策を実施する場合は、監督職員と協議するものとし、必要と認められた対策については、施工計画書に記載して確実に履行しなければならない。

- 1) 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- 2) 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- 3) 遠隔確認やテレビ会議等のための機材・通信費
- 4) その他、感染拡大防止のために必要と認められる費用

15. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約(変更の場合は変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第21章 定めなき事項

1. 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。

2. この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1

令和5年度～令和6年度
 国営施設応急対策事業旧迫川地区
 簗岳揚水機場ポンプ設備改修工事

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
直接製作費				
1. 工場整備				
(1) 主ポンプ設備				
1) No. 1, 2 主ポンプ	立軸斜流ポンプ φ1000 mm	台	2	
2) 交換部品		台分	2	
2. 工場製作				
(1) 弁類				
1) No. 1, 2 主ポンプ用吐出弁	電動蝶形弁 φ1000mm	台	2	
2) No. 1, 2 主ポンプ用逆流防止弁	フラップ弁 φ1300mm	台	2	
(2) 原動機				
1) No. 1, 2 電動機	巻線型三相誘導電動機 170kW	台	2	
(3) 受変電・配電設備				
1) 引込受電盤	屋内鋼板製閉鎖自立形	面	1	
2) No. 1, 2 主ポンプ盤	屋内鋼板製閉鎖自立形	面	2	
3) 変圧器盤	屋内鋼板製閉鎖自立形	面	1	
4) 低圧補機動力盤	屋内鋼板製閉鎖自立形	面	1	
5) 気中負荷開閉器	方向性過電流ロック形気中開閉器	台	1	
(4) 操作設備				
1) 主ポンプ制御盤	屋内鋼板製閉鎖自立形	面	1	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
(5) 計装設備				
1) 吸込水槽・吐出水槽水位計	電波式	台	2	
2) 吸込水槽水位計	電極式 3P	組	2	
(6) 予備品・付属品				
1) 予備品・付属品		式	1	
(7) 工場塗装				
1) 工場塗装		式	1	
2. 現場据付				
(1) 輸送費				
1) 輸送費	整備を行う工場への輸送	式	1	
2) 輸送費	据付製品の現場までの輸送	式	1	
(2) 主ポンプ設備				
1) No. 1, 2 主ポンプ	立軸斜流ポンプ φ1000mm	台	2	
(3) 弁類				
1) No. 1, 2 主ポンプ用吐出弁	電動蝶形弁 φ1000mm	台	2	
2) No. 1, 2 主ポンプ用逆流防止弁	フラップ弁 φ1300mm	台	2	
(4) 原動機				
1) No. 1, 2 電動機	巻線型三相誘導電動機 170kW	台	2	
(5) 受変電・配電設備				
1) 引込受電盤	屋内鋼板製閉鎖自立形	面	1	
2) No. 1, 2 主ポンプ盤	屋内鋼板製閉鎖自立形	面	2	
3) 変圧器盤	屋内鋼板製閉鎖自立形	面	1	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
4) 低圧補機動力盤	屋内鋼板製閉鎖自立形	面	1	
5) 気中負荷開閉器	方向性過電流ロック形気中開閉器	台	1	
(6) 操作設備				
1) 主ポンプ制御盤	屋内鋼板製閉鎖自立形	面	1	
(7) 計装設備				
1) 吸込水槽・吐出水槽水位計	電波式	台	2	
2) 吸込水槽水位計	電極式 3P	組	2	
(8) 配管・配線	電気設備、操作設備、計装設備の 配線・配管	式	1	
3. 現場取り外し				
(1) 主ポンプ設備				
1) 既設 No. 1, 2 主ポンプ	立軸斜流ポンプ φ1000mm	台	2	(再使用あり)
4. 現場撤去				
(1) 弁類				
1) 既設 No. 1, 2 主ポンプ用 吐出弁	電動蝶形弁 φ1000mm	台	2	(再使用しない)
2) 既設 No. 1, 2 主ポンプ用 逆流防止弁	フラップ弁 φ1300mm	台	2	(再使用しない)
(2) 原動機				
1) 既設 No. 1, 2 電動機	巻線型三相誘導電動機 170kW	台	2	(再使用しない)
(3) 受変電・配電設備				
1) 既設引込盤	屋内鋼板製閉鎖自立形	面	1	(再使用しない)
2) 既設受電盤	屋内鋼板製閉鎖自立形	面	2	(再使用しない)
3) 既設 3KV 変圧器二次引込盤	屋内鋼板製閉鎖自立形	面	1	(再使用しない)

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
4) 既設高圧電動機盤	屋内鋼板製閉鎖自立形	面	1	(再使用しない)
5) 既設主ポンプ制御盤	屋内鋼板製閉鎖自立形	面	1	(再使用しない)
6) 既設変圧器	屋外油入自冷式 500KVA	台	1	(再使用しない)
7) 既設変圧器	屋外油入自冷式 20KVA	台	1	(再使用しない)
8) 既設変圧器	屋外油入自冷式 20KVA	台	1	(再使用しない)
9) 既設気中負荷開閉器	方向性過電流ロック形気中開閉器	台	1	(再使用しない)
(4) 操作設備				
1) 既設主ポンプ制御盤	屋内鋼板製閉鎖自立形	面	1	(再使用しない)
(5) 計装設備				
1) 既設吸込水槽・吐出水槽 水位計	フロート式	台	2	(再使用しない)
2) 既設吸込水槽水位計	電極式 3P	組	2	(再使用しない)
(6) 既設配管・配線	電気設備、操作設備、計装設備の 配線・配管	式	1	(再使用しない)
5. 仮設工	搬出・搬入用仮設架台	式	1	
6. 試運転調整		式	1	

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

○:出力方式、表示場所

設備区分	分類	管理項目	数量			データ				中央						備 考
			台 数	デー タ 数	合 計	信号	桁数	最小単位	計測範囲	表示			操作・制御			
										アナ ログ	ラン プ	警 報	手 動	設 定	自 動	
主 ポン プ	選択指令	機側-中央	2	2	4	無電圧a接点					○		○			
		単独ー連動	2	2	4	無電圧a接点							○			
	操作指令	停止ー運転	2	2	4	有電圧a接点							○			
		非常停止	2	1	2	有電圧a接点							○			
	状態監視	始動準備完了	2	1	2	無電圧a接点						○				
		運転	2	1	2	無電圧a接点						○		○		
		停止	2	1	2	無電圧a接点						○		○		
		吸水槽水位低	1	1	1	無電圧a接点						○				
		吸水槽水位高	1	1	1	無電圧a接点						○				
	計測項目	吐出弁開度	2	1	2	セルシン				○						
	故障表示	吸水槽水位異常低	1	1	1	無電圧a接点						○	○			
		吐出槽水位異常高	1	1	1	無電圧a接点						○	○			
		PF断	2	1	2	無電圧a接点						○	○			
		3E	2	1	2	無電圧a接点						○	○			
		地絡	2	1	2	無電圧a接点						○	○			
		始動渋滞	2	1	2	無電圧a接点						○	○			
		電動機軸受温度上昇	2	1	2	無電圧a接点						○	○			
		ブラシ引上装置過負荷・地絡	2	1	2	無電圧a接点						○	○			
		始動制御器過負荷・地絡	2	1	2	無電圧a接点						○	○			
		吐出弁過負荷・地絡	2	1	2	無電圧a接点						○	○			
		吐出弁過トルク	2	1	2	無電圧a接点						○	○			
		非常停止	2	1	2	無電圧a接点						○	○	○		
吸水槽	計測項目	吸水槽水位	1	1	1	DC4～20mA	4桁	0.01m	0.00～20.00						電波式水位計、YP表示	
吐出槽	計測項目	吐出槽水位	1	1	1	DC4～20mA	4桁	0.01m	0.00～20.00						電波式水位計、YP表示	
No.1～3 ゲート	操作指令	開ー閉ー停止	3	3	9	有電圧a接点							○			
		機側-中央	3	1	3	無電圧a接点						○				
	状態監視	電源	2	1	2	無電圧a接点						○				No2.3のみ
		全開ー全閉	3	2	6	無電圧a接点						○				
	故障表示	3E(過負荷、欠相、逆相)	3	1	3	無電圧a接点						○				
		過トルク(開時、閉時)	2	2	4	無電圧a接点						○				No2.3のみ
		非常上限	2	1	2	無電圧a接点						○				No2.3のみ
		ゲート過負荷・地絡	3	1	3	無電圧a接点						○				
計測項目	開度	3	1	3	セルシン	4桁	0mm	0～2500	○							
No.4 ゲート	操作指令	開ー閉ー停止	1	3	3	有電圧a接点						○		○		
		機側-中央	1	1	1	無電圧a接点						○				
	状態監視	電源	1	1	1	無電圧a接点						○				
		全開ー全閉	1	2	2	無電圧a接点						○				
	故障表示	3E(過負荷、欠相、逆相)	1	1	1	無電圧a接点						○				
		過トルク(開時、閉時)	1	2	2	無電圧a接点						○				
		非常上限	1	1	1	無電圧a接点						○				
		ゲート過負荷・地絡	1	1	1	無電圧a接点						○				
計測項目	開度	1	1	1	セルシン	4桁	0mm	0～2500	○							
No.5 ゲート	操作指令	開ー閉ー停止	1	3	3	有電圧a接点						○		○		
		機側-中央	1	1	1	無電圧a接点						○				
	状態監視	電源	1	1	1	無電圧a接点						○				
		全開ー全閉	1	2	2	無電圧a接点						○				
	故障表示	3E(過負荷、欠相、逆相)	1	1	1	無電圧a接点						○				
		過トルク(開時、閉時)	1	2	2	無電圧a接点						○				
		非常上限	1	1	1	無電圧a接点						○				
		ゲート過負荷・地絡	1	1	1	無電圧a接点						○				
計測項目	開度	1	1	1	セルシン	4桁	0mm	0～2500	○							
受電設備	計測項目	受電電圧	1	1	1	DC4～20mA	4桁	1V	0～9000V	○						
		受電電流	1	1	1	DC4～20mA	3桁	1A	0～50A	○						
		受電電力	1	1	1	DC4～20mA	4桁	1kW	0～500kW	○						
		受電力率	1	1	1	DC4～20mA	3桁	1%	+0.5～-0.5	○						
		受電過電流	1	1	1	無電圧a接点						○				
	故障表示	受電地絡	1	1	1	無電圧a接点						○				
		受電遮断器入、切	1	1	1	無電圧a接点						○				

別紙 4

運転操作要領

1. 運転操作の概要

(1) ポンプ設備の運転操作

1) No. 1、No. 2 ポンプ

本ポンプ設備は、箕岳機場制御室の主ポンプ制御盤から一人制御の連動操作及び単独操作とする。

2) 運転操作の優先順位

運転操作の優先順位は、単独操作、連動操作の順とする。

(2) ゲート設備の運転操作

1) No. 1～No. 5 ゲート

本ゲート設備は、箕岳機場制御室の低圧補器動力盤からの遠隔操作及び機側操作盤からの単独操作とする。

2) 運転操作の優先順位

運転操作の優先順位は、単独操作、連動操作の順とする。

2. 運転操作の内容

(1) ポンプ設備

1) 単独操作

単独操作は、主ポンプ及び吐出し弁類等の操作を、運転操作員がそれぞれ単独に操作し、動作を確認しながら運転する。

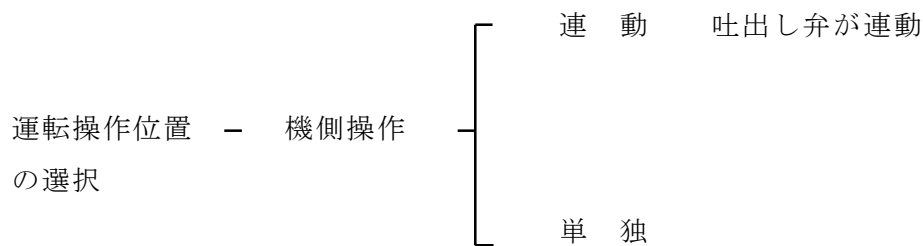
2) 連動操作

連動操作は、主ポンプ、吐出し弁の操作を 1 回の操作で各機器の操作段階を連動で行うものである。

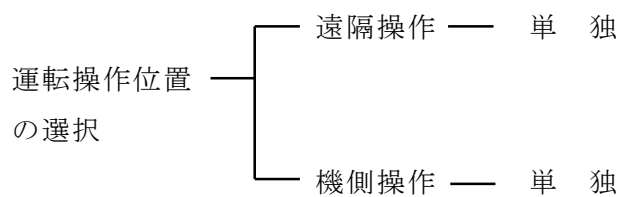
各機器の動作の間には、必要に応じて相互にインタロックの保護回路を備える。

3. 操作場所と運転操作

(1) 主ポンプ



(2) No. 1～No. 5 ゲート



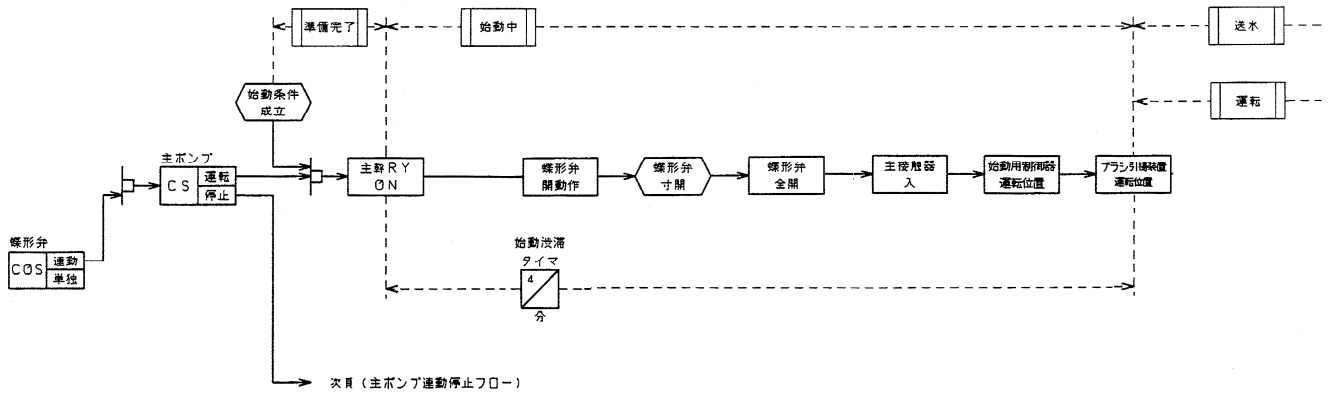
4. 始動条件

次の始動条件を満足すると、「主ポンプ制御盤」に「始動準備完了」の表示灯を点灯し、各運転操作が可能となる。

- (1) 重故障でない
- (2) 吸水槽水位規定値以上
- (3) 制御電源正常
- (4) 始動制御器始動位置 AND 故障でない
- (5) ブラシ引揚装置始動位置 AND 故障でない
- (6) 吐出し弁故障でない
- (7) 他機始動中でない
- (8) 用水モードの場合
 - i) No. 1 ゲート寸開
 - ii) No. 2 ゲート全開
 - iii) No. 3 ゲート寸開 OR No. 4 ゲート寸開
- (9) 排水モードの場合
 - i) No. 1 ゲート寸開
 - ii) No. 2～4 ゲート全開
 - iii) No. 5 ゲート寸開

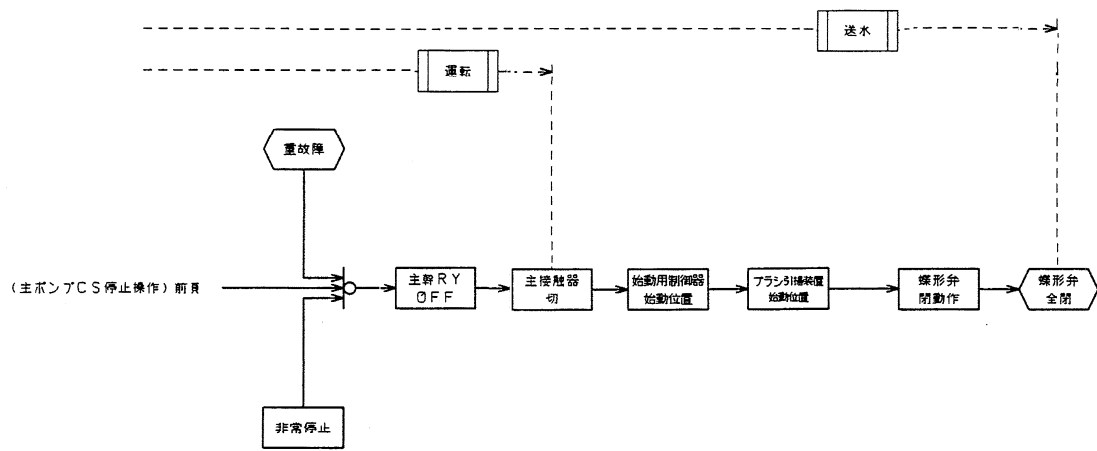
5. 主ポンプの始動・停止順序（ポンプ設備の始動、停止シーケンスブロック図）

（1）始動順序（始動シーケンスブロック図 参照）



始動シーケンスブロック図

（2）停止順序（停止シーケンスブロック図 参照）



停止シーケンスブロック図

6. 緊急停止順序

(1) 非常停止

保護継電器の動作及び非常停止開閉器の操作をした場合は、上記(2)の停止順序で停止するものとする。

(2) 停電停止

停電により不足電圧継電器検知後、受電用遮断器をトリップさせるものとする。

7. 保護警報

保護項目は、重故障及び軽故障に分けるものとする。重故障に対しては主ポンプを非常停止させると共に、異常状態を主ポンプ盤及び主ポンプ制御盤に表示し、ベル警報を発するものとする。

また、軽故障は異常状態を主ポンプ制御盤に表示し、ブザー警報を発するものとする。

(1) 重故障

- 1) PF 断 (電動機過電流)
- 2) 3Eリレー動作
- 3) 地絡
- 4) 始動渋滞
- 5) 軸受温度上昇
- 6) 非常停止
- 7) 吸水槽水位異常低
- 8) 吐出槽水位異常高

(2) 軽故障

- 1) 始動用制御器過負荷・地絡
- 2) ブラシ引揚装置過負荷・地絡
- 3) 吐出弁過負荷・地絡
- 4) 吐出弁過トルク

8. 水位の計測

(1) 吸水槽水位

吸水槽に設置した電波式水位計により計測した信号を受け、主ポンプ制御盤に水位を表示するものとする。

また、バックアップとして、電極棒式水位計を併設するものとする。

(2) 吐出槽水位

吐出槽に設置した電波式水位計により計測した信号を受け、主ポンプ制御盤に水位を表示するものとする。

実績変更対象経費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)	
	小 計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
	小 計			
合 計				

実績変更対象経費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通 仮設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現場 管理 費	労 務 管 理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

令和5年度～令和6年度 国営施設応急対策事業旧迫川地区

箕岳揚水機場ポンプ設備改修工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚数	備 考
1	位置図	1	
2	箕岳揚水機場 施設位置図	1	
3	据付平面図(撤去)	1	
4	据付断面図(撤去)	1	
5	据付平面図	1	
6	据付断面図	1	
7	ポンプ断面図 (既設)	1	
8	ポンプ断面図 (改造)	1	
9	単線結線図(撤去)	1	
10	単線結線図(更新)	1	
11	電気配線撤去図	1	
12	電気配線布設図(更新)	1	
13	盤外形図1(撤去)	1	
14	盤外形図1(更新)	1	
15	盤外形図2(撤去・更新)	1	
16	水位計架台詳細図	1	
17	逆流防止弁外形図(撤去)	1	
18	逆流防止弁外形図(更新)	1	
計		18	